

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6年 7月 29日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 株式会社 阪神計器製作所
 ハンシンケイキセイサクショウニシノミヤシテン

住所 兵庫県尼崎市神田中通4丁目163番地

フリガナ 代表者氏名 代表取締役 松田 健仁

電話番号 0798-67-5347

FAX番号 0798-64-1104

メールアドレス nishinomiya@hanshinkeiki.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

| NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|-------------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1 | 奈良市 公営企業管理者 | ✓ | 8 | 御所市 水道事業管理者 | | 15 | 斑鳩町 水道事業管理者 | | 22 | 広陵町 上下水道事業管理者 | |
| 2 | 大和高田市 上下水道事業管理者 | | 9 | 生駒市 水道事業管理者 | | 16 | 安堵町 水道事業管理者 | | 23 | 河合町 水道事業管理者 | |
| 3 | 大和郡山市 上下水道事業 の管理者 | | 10 | 香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長 | | 17 | 磯城郡 水道企業団企業長 | ✓ | 24 | 吉野町 水道事業管理者 | |
| 4 | 天理市 上下水道事業 の管理者 | | 11 | 葛城市 上下水道事業管理者 | ✓ | 18 | 高取町 水道事業管理者 | | 25 | 大淀町 上下水道事業管理者 | |
| 5 | 橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 12 | 宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 19 | 明日香村 水道事業管理者 | | 26 | 下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長 | |
| 6 | 桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 13 | 平群町 水道事業管理者 | | 20 | 上牧町 水道事業管理者 | | | | |
| 7 | 五條市 水道事業管理者 | | 14 | 三郷町 水道事業管理者 | | 21 | 王寺町 水道事業管理者 | | | | |

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 6年 7月 29 日

届出者

氏名又は名称 (株)阪神計器製作所

住 所 兵庫県尼崎市神田中通4丁目163番地
代表者 氏名 代表取締役 松田 健仁

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

| フリガナ 氏名又は名称 | ハシノミヤシテナン 株式会社 阪神計器製作所 西宮支店 | | |
|---------------------------------|--------------------------------|--|-------|
| 住 所 | 〒663-8105 兵庫県西宮市中島町9番10号 | | |
| フリガナ 代表者の氏名 | マツダ ケンジ 代表取締役 松田 健仁 | | |
| 変更に係る事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変更年月日 |
| (2) ・代表者の氏名 (3) ・役員の氏名 | 代表取締役社長 松田 健仁 取締役 松田 弘 | 代表取締役 松田 健仁 取締役 松田 由美子 取締役 松田 裕規 | |

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6年 7月 29日

申請者

氏名又は名称 株式会社 阪神計器製作所

住 所 兵庫県尼崎市神田中通4丁目163番地

代表者 氏名 代表取締役 松田 健仁

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

兵庫県尼崎市神田中通四丁目163番地
株式会社阪神計器製作所

| | | |
|----------------------|---|---|
| 会社法人等番号 | 1400-01-050663 | |
| 商 号 | 株式会社阪神計器製作所 | |
| 本 店 | 兵庫県尼崎市神田中通四丁目163番地 | |
| 公告をする方法 | 官報に掲載する | |
| 会社成立の年月日 | 昭和37年8月22日 | |
| 目的 | 1. 水道メーターの製造販売並びに修理 2. 各種歯車の製造並びに販売 3. プラスチック成型並びにプラスチック成型金型の製造販売 4. 成型金型及び打抜金型の製造加工並びに販売 5. 圧力計並びにその部品の製造販売 6. 貸ビル業 7. 管工事業 8. 古物の売買 9. 上記各号に附帯する一切の業務 | |
| | 平成28年 5月26日変更 | 平成28年 6月 8日登記 |
| 発行可能株式総数 | 13万2000株 | |
| 発行済株式の総数 並びに種類及び数 | 発行済株式の総数 <u>12万株</u> 各種の株式の数 <u>普通株式 8万株</u> <u>優先株式 4万株</u> | |
| | 発行済株式の総数 8万株 各種の株式の数 普通株式 8万株 | 令和 6年 3月26日変更 ----- 令和 6年 4月 1日登記 |
| 株券を発行する旨 の定め | <u>当会社の株式については、株券を発行する</u> 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記 | |
| | 令和 6年 5月27日廃止 | 令和 6年 6月 7日登記 |

兵庫県尼崎市神田中通四丁目163番地
株式会社阪神計器製作所

| | | |
|---------------------------------------|--|--|
| 資本金の額 | 金6000万円 | |
| 発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内 容 | <p>普通株式 8万8000株 優先株式 4万4000株 優先株式は、毎決算期において普通株式に先立ち額面金額に対して年50%を上限として利益配当を受ける。なお、残余があるときは普通株式に対して優先株式と同率に至るまで配当をなし、その上なお残余があるときは優先株式および普通株式に対して平等に1株当たり同率の配当をする。 当該決算期における優先配当金額が優先配当金額に達しないときにあっても、次期以降の決算期においてその不足額を補填しない。 優先株式の株主は、その額面金額に達するまで普通株式の株主に優先して残余財産の分配を受けるものとする。 優先株式は、議決権のない株式とする。</p> | |
| 株式の譲渡制限に 関する規定 | 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。 | |
| 役員に関する事項 | <u>取締役</u> 松田 弘 <u>取締役</u> 松田 健仁 <u>取締役</u> 松田 健仁 <u>取締役</u> 前田 英俊 <u>取締役</u> 前田 英俊 <u>取締役</u> 松田 由美子 <u>取締役</u> 松田 由美子 | 令和 2年 5月26日重任 令和 2年 6月 5日登記 令和 3年 2月 9日死亡 令和 3年 4月13日登記 令和 2年 5月26日重任 令和 2年 6月 5日登記 令和 4年 5月26日重任 令和 4年 6月10日登記 令和 2年 5月26日重任 令和 2年 6月 5日登記 令和 4年 5月26日重任 令和 4年 6月10日登記 令和 3年 3月22日就任 令和 3年 4月13日登記 令和 4年 5月26日重任 令和 4年 6月10日登記 |

兵庫県尼崎市神田中通四丁目163番地
株式会社阪神計器製作所

| | | |
|----------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| | 取締役 松田 裕規 | 令和 6年 5月 27日就任 令和 6年 6月 7日登記 |
| | 兵庫県西宮市剣谷町13番36号 <u>代表取締役</u> 松田 健仁 | 令和 2年 5月 26日重任 令和 2年 6月 5日登記 |
| | 兵庫県西宮市剣谷町13番36号 <u>代表取締役</u> 松田 健仁 | 令和 4年 5月 26日重任 令和 4年 6月 10日登記 |
| | 監査役 早坂 三郎 | 令和 2年 5月 26日重任 令和 2年 6月 5日登記 |
| | 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある | 平成 28年 6月 8日登記 |
| 支店 | 1 東京都港区芝四丁目6番14号 | |
| | 2 兵庫県西宮市中島町9番10号 | |
| | 4 大阪府池田市神田一丁目16番14号 | 平成 29年 6月 7日設置 平成 29年 6月 23日登記 |
| | | 令和 6年 5月 27日廃止 令和 6年 6月 7日登記 |
| 取締役会設置会社に関する事項 | 取締役会設置会社 | 平成 17年法律第87号第136条の規定により平成 18年 5月 1日登記 |
| 監査役設置会社に関する事項 | 監査役設置会社 | 平成 17年法律第87号第136条の規定により平成 18年 5月 1日登記 |
| 登記記録に関する事項 | 平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により | 平成 14年 8月 22日移記 |

兵庫県尼崎市神田中通四丁目163番地
株式会社阪神計器製作所



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(神戸地方法務局管轄)

令和 6年 7月 23日

神戸地方法務局尼崎支局
登記官

柿 本 綾 子



株式会社阪神計器製作所 定款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社阪神計器製作所と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 水道メーターの製造販売並びに修理
2. 各種歯車の製造並びに販売
3. プラスチック成型並びにプラスチック成型金型の製造販売
4. 成型金型及び打抜金型の製造加工並びに販売
5. 圧力計並びにその部品の製造販売
6. 貸ビル業
7. 管工事業
8. 古物の売買
9. 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を 兵庫県尼崎市 に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、132,000株とする。

(株 券)

第6条 当会社の株券は、1株券、10株券、50株券及び100株券の四種類とする。

当会社の発行する株式の総数のうち88,000株を普通株式とし、4

4, 000株を次の内容を有する優先株式とする。

- ① 優先株式は、毎期決算において普通株式に先立ち、額面金額に対して、年50%を上限として利益配当を受ける。毎決算時における具体的な優先株式の配当率は、年50%を限界として取締役会で決定する。なお残余があるときは普通株式に対して優先株式と同率に至るまで配当をなし、その上なお残余があるときは、優先株式及び普通株式に対して平等に1株当たり同率の配当をする。
- ② 当該決算における優先配当金額が、前号の優先配当金額に達しないときであっても、次期以降の決算期においてその不足額を補填しない。
- ③ 優先株式の株主は、その額面金額に達するまで普通株式の株主に優先して残余財産の分配を受けるものとする。
- ④ 優先株式は議決権のない株式とする。

(株券不所持の申出)

第7条 株主がその株式につき株券の所持を欲しない旨の申出をするときは、申出書に株券を添えて提出しなければならない。

ただし、新たに発行される株式につき株券の所持を欲しない旨を申出する場合には株券の添付を要しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(名義書換)

第9条 当会社の株式につき名義書換を請求するには、請求書に株券を添えて提出しなければならない。

ただし、譲渡以外の事由により株式の名義書換を請求するには、株券のほかにその原因を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が署名または記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第11条 株券の分割、併合、汚損または種類の変更等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の請求書に署名または記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- ② 株券の喪失によりその再発行を請求するには株券喪失登録申請書に署名

または記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

- ③ 株券不所持の申出をした株主が株券の発行または返還を請求するには、その旨の請求書を提出しなければならない。

(基 準 日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主または質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告してそのための基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録された質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当会社の定める書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

- ② 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、各株主に対して、その通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、株主の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表取締役社長が招集する。

- ② 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わり、取締役全員に事故があるときは、出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は代理人によって議決権の行使をすることができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第19条 当会社の取締役は、3名以上とする。

- ② 当会社には、監査役を置き、その員数は1名以上とする。

(取締役及び監査役の選任)

第20条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- ② 2名以上の取締役を同時に選任する決議についても、累積投票によらないものとする。

ただし、議決権を行使することができる株主の議決権の4分の1以上を有する株主の請求があるときはこの限りにではない。

(取締役及び監査役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

- ③ 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残存期間の任期と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

② 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、取締役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。

(書面決議)

第23条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(役付取締役)

第24条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて、専務取締役1名及び常務取締役若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第25条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。

② 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を1名以上選定することができる。

(監査の範囲)

第26条 監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

(報酬等)

第27条 会社法第361条第1項及び同法第387条第1項に定める取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第29条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における

る株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対して支払う。

- ② 剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(準拠すべき法律)

第30条 本定款に規定あるものを除くほか、すべて会社法その他の法令の定めるところによるものとする。

以上は、現行定款の原本に相違ありません。

令和6年 8月 6日

(本店) 兵庫県尼崎市神田中通四丁目163番地

(商号) 株式会社 阪神計器製作所

代表取締役 松 田 健 仁



